

令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集にかかる
ネーミングライツパートナー紹介契約書
(ひな型)

大阪市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が実施する令和7年度大阪市公共施設ネーミングライツパートナー・広告掲出事業者共通募集（以下「大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集」という。）において、乙が甲に対して、ネーミングライツパートナーとなる見込顧客を紹介することに関する契約（以下「本契約」という）を、次のとおり締結する。

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ネーミングライツ」とは、甲が所有する施設又は甲が実施するイベント等（以下「対象施設等」という。）に条例等で定める名称に代えて使用する愛称を付与する権利をいう
- (2) 「ネーミングライツパートナー」とは、前号の権利を取得した民間企業等をいう
- (3) 「ネーミングライツパートナーシップ協定」とは、ネーミングライツ及び当該ネーミングライツに関連して特定の役務の提供を受ける権利その他ネーミングライツに関連する特定の権利を企業等に付与し、それに対する対価を得ることを目的とする協定をいう
- (4) 「見込顧客」とは、甲の実施する大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集に申し込み、ネーミングライツを取得する意思がある民間企業等をいう

(顧客の紹介)

第2条 乙は甲に対して、令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集において対象施設等のネーミングライツを取得しようとする見込顧客を紹介する。

- 2 乙が見込顧客を探すにあたって、対象施設等、令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集にかかる情報を提供するときは、乙の責任において行うものとし、乙は、甲が乙に提供した資料もしくは甲が許可した資料、情報等を使用しなければならない。
- 3 甲は乙に対し何らの代理権を付与するものではない。乙は、甲から何らかの権利・権限等を授権・委託等されているかのように装ってはならず、甲の代理店・使者等として契約を締結したり、意思表示や事実行為を行ったりしてはならない。
- 4 乙から甲への見込顧客の紹介は、当該見込顧客と調整を経た書面（令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集にかかるネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店募集要項 様式1）（以下「様式1」という。）により行うことで成立し、乙は甲に対して、当該見込顧客に関する情報（名称、所在地、担当者の氏名及び連絡先等）を提供するものとする。
- 5 前項の様式1は、様式1記載の見込顧客が令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集にかかる申込書を甲に提出するまでに、甲に提出しなければならない。
- 6 前項の申込書と様式1の内容に齟齬がある場合、当該様式1は無効とする。

7 乙が様式1を提出した日の翌日から起算して30日以内に、様式1記載の見込顧客が令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集にかかる申込書を甲に提出しなかったときは、乙が提出した当該様式1は無効とする。ただし、乙による再提出を妨げない。

8 甲が、令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集にかかるネーミングライツパートナー紹介契約を締結する複数の広告代理店より、同一見込顧客の同一内容の紹介を受けたときは、甲に対し初めに見込顧客の紹介を行った広告代理店の紹介のみを有効とする。

(通知)

第3条 甲は乙に対し、紹介した見込顧客が大阪市ネーミングライツ一斉募集事業実施要綱等に基づく、ネーミングライツパートナー決定にかかる一連の流れにおいて、次の各号に該当したときは、速やかに書面により通知する。

- (1) 優先交渉権者として決定したとき
- (2) ネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用を開始したとき
- (3) 審査等によりネーミングライツを取得できないことが明らかとなったとき

(費用)

第4条 見込顧客の紹介に関連する経費その他の一切の費用は、乙の負担とする。

(紹介料)

第5条 令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集にかかる紹介料の支払いは、当該紹介料にかかる予算の成立を条件とし、紹介料の総額については、令和7年度の予算額を上限とする。

2 甲は、様式1記載の見込顧客がネーミングライツパートナー（以下「丙」という。）となり、ネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用を開始し、第6条第1項の規定に基づき乙が紹介料の支払いを請求したときは、乙に対し、紹介料を支払う。

3 前項に定める紹介料は、甲が丙とネーミングライツパートナーシップ協定で定めるネーミングライツ料（年額・税別）の30%相当額（税別）とする。

4 複数の見込顧客の紹介（本契約以外の令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集にかかるネーミングライツパートナー紹介契約を締結した広告代理店による見込顧客の紹介を含む。）があった場合は、その見込顧客におけるネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用が開始された順に（愛称の使用が開始された日が同日の場合は、様式1の提出時点が早いものから順に）優先して紹介料を支払う。

5 令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集にかかる紹介料の総額が予算額を超過したことにより紹介料の全額を支払えない場合の紹介料については、次の各号に定める額とする。

- (1) 甲から乙への紹介料の支払いにより、紹介料の総額が予算額を超過する場合
紹介料の総額に達するまでの額
- (2) 甲から乙へ紹介料を支払う前に紹介料の総額が予算額に達している場合

(紹介料の支払い)

第6条 乙は、第5条第2項に規定する紹介料を請求するときは、丙がネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用を開始した日の翌日から起算して30日以内に、甲が指定する請求書様式により請求しなければならない。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に紹介料を支払う。

3 乙は、第1項の期間内に甲に対して紹介料の支払いを請求しなかった場合は、紹介料の請求を放棄したものと甲がみなすことに予め同意する。

4 紹介料の支払いは、甲が丙と締結するネーミングライツパートナーシップ協定の期間に関わらず、1回限りとする。なお、協定が更新された場合も、同一の協定とみなし、紹介料は支払わないものとする。

5 本契約期間内に紹介された見込顧客が、本契約満了後にネーミングライツパートナーとなり、ネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用を開始した場合も、甲は乙に紹介料を支払うものとする。

(契約期間)

第7条 本契約の有効期間は、契約の締結日より令和7年9月30日までとする。ただし、本契約の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面（乙が申し出るときは、令和7年度大阪市ネーミングライツパートナー等一斉募集にかかるネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店募集要項 様式2）により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本契約は更新されることとし、更新の限度は最大で2回とする。

2 前項の規定により本契約の有効期間が更新された場合、1回目の更新後は、本契約各条項中の「令和7年度」は「令和8年度」に、2回目の更新後は、「令和7年度」を「令和9年度」に読み替える。

(契約の解除等)

第8条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙の社会的信用が失墜したと客観的事実に基づき甲が認めたとき。

(2) 乙に、本市の名誉または信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。

(3) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(4) 本契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(5) その他、乙が本契約に定める条項に違反したとき。

2 甲は前項第1号の社会的信用失墜の認定を行おうとするときは、あらかじめ乙から事情を聴か

なければならない。

- 3 その他、甲は、本市の業務上やむを得ない事由が生じた場合は、本契約を解除することができる。
- 4 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合は、甲は未払いの紹介料があっても乙に支払わないものとする。
- 5 乙は、甲の解除により被害を被ったとしても、甲に損害賠償を請求することができない。ただし、第3項の規定に基づく場合には、その負担について協議することができるものとする。

(損害の賠償)

- 第9条 甲及び乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。
- 2 乙は、一連の見込顧客の紹介に起因して、第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(重要な事情変更)

- 第10条 甲及び乙は、本契約に関し、重要な事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(秘密保持)

- 第11条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た他の当事者の秘密情報を第三者に開示、提供または漏洩してはならない。

(契約条項の変更)

- 第12条 本契約のいかなる条項の変更、追加または削除は本契約書に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙の各代表者が記名押印した書面によらない限り効力を生じない。

(裁判管轄)

- 第13条 本契約に関し、紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈)

- 第14条 本契約に関し、疑義または定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

○年○月○日

甲 大 阪 市
財 政 局 長

印

乙 住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

印